

未認証行為防止啓発について

国土交通省では、未認証事業者の排除に向けた取り組みの一環として、情報収集・調査等の一層の強化を図るため、毎年7月を強化月間として、未認証防止対策を推進しています。

未認証に関する情報がありましたら、本誌8ページの情報提供用紙により、各支部長経由にて振興会にご連絡下さいようお願いします。

未認証行為は、法律違反です!!

7月は、未認証防止対策強化月間

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。

分解整備となる、主な作業例

●道路運送車両法

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

①原動機（エンジン脱着）
②動力伝達装置（ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着）
③緩衝装置（リーフスプリング脱着）
④かじ取り装置（タイロッドエンド脱着）
⑤制動装置（ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し）
⑥走行装置（ロアアーム脱着）

国土交通省 (一社)日本自動車整備振興会連合会



055-263-4420

未認証行為(ユーザー代行等)に関する情報提供用紙
(わかる範囲で記入して下さい)

報告者	報告日		TEL	
	支部名		FAX	
	工場名			

氏名及び名称		TEL		
住 所				
作業実施者名		実施日		
作業・場所		時間	午前・午後	時 分
車両番号		車名		色
分解整備作業箇所に○印を入れて下さい	(1) 原動機 (2) クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト デファレンシャル (3) フロント・アクスル、前輪独立懸架装置 リア・アクスルシャフト (4) かじ取り装置のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部 かじ取りホーク (5) マスター・シリンダー、バルブ類、ホース、パイプ 倍力装置、ブレーキ・チャンバー、ブレーキ・ドラム ディスクブレーキのキャリパー (6) 緩衝装置のシャシばね (7) 連結装置			
作業内容を具体的に記入して下さい				

タクシー車両の構造基準緩和について

このたび、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の一部が改正され、
平成27年6月12日から、乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）に関する追加的な構造基準が廃止されることになりました。

廃止されたタクシー車両に関する追加的な構造基準

- (1) 座席の寸法に関する基準
- (2) 通路の幅と高さに関する基準
- (3) 乗降口の大きさ、構造等に関する基準
- (4) 緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間隙等に関する基準

これにより今後は、自家用自動車をタクシー車両に変更する場合については、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第67条第3項に基づく構造等変更検査に該当しない場合がありますのでお知らせします。詳しくは、山梨運輸支局の窓口までお問い合わせください。また、指定工場におかれまして、自動車検査員は「自家用又は事業用の別」に相違がある場合には保適に証明をすることができないことに関して変更はありませんのでご注意ください。



国土交通省 関東運輸局 山梨運輸支局



平成 27 年 6 月 12 日

自動車局

タクシー車両の基準緩和等について

近年、車両の安全性の向上や運行面の安全対策が進んでいること、自家用自動車を用いて旅客を運送する自家用有償運送においても車両の安全上の問題が無いこと、その多くは国際的にも日本特有の規制であること等から、今般、タクシーなど乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に係る以下の基準を廃止しました。

- (1) 座席の寸法に関する基準
- (2) 通路の幅と高さに関する基準
- (3) 乗降口の大きさ、構造等に関する基準
- (4) 緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間隙等に関する基準

これにより、タクシー事業者等による車両選択の幅が広がり、より輸送ニーズに応じた事業活動が可能となります。

また、乗車定員 11 人以上の自動車（バス）については、より使い易いノンステップバスの設計・開発を実現するため、乗車定員に占める座席定員の割合に関する基準を廃止しました。

本基準は、本日公布・施行いたします。

（参考）

道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。）では、車両全般に共通する安全・環境基準を定めるほか、旅客自動車運送事業用自動車については、旅客の安全や利便の観点から、通路の幅や客室内の明るさなど追加的な構造要件が規定されています。

（改正の詳細は別紙参照）

問い合わせ先：

自動車局技術政策課 村井、宮下、野原

03-5253-8111（内線 42256）

03-5253-8591（直通）

03-5253-1639（FAX）

道路運送車両の保安基準及び
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

1. 乗車定員 10 人以下の旅客自動車運送事業用自動車に関する次の追加的な構造基準を廃止します。
 - ・座席の寸法
(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)第 28 条、第 106 条、第 184 条関係)
 - ・通路の幅・高さ
(道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号。)第 23 条、細目告示第 33 条、第 111 条、第 189 条関係)
 - ・乗降口の大きさ、構造等
(細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係)
 - ・緩衝装置及び座席が旅客に与える振動、前方の座席との間げき等
(細目告示第 77 条、第 155 条、第 233 条関係)
2. 乗車定員 11 人以上の自動車について、乗車定員に占める座席定員の割合は 3 分の 1 以上であることとする基準を廃止します。
(細目告示第 29 条、第 107 条、第 185 条関係)

商品引換券のご活用について

検査機器回数券(¥9,200)の購入時の
商品引換券
支部記念品として贈呈された
商品引換券
タンスや押し入れの中に眠っていませんか?



商工組合の商品が購入できますので、
積極的にご活用下さい。

買物が便利!

スキャンツール補助事業の公募を開始します

平成27年度省エネロジスティクス等推進事業費補助金（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業）の実施に必要な、スキャンツール本体の購入を行う自動車整備事業者に対し、購入経費の一部を補助するための公募を開始いたします。

公募対象者：

以下のいずれかを満たす自動車整備事業者のうち、パシフィックコンサルタンツ株式会社が公表する補助対象スキャンツールが配備されていない事業場（自動車整備工場）がある事業者に限ります。

ただし、新技術に対応するため、旧機種から新機種への買い替えも可能する目的で、事業場にある全ての補助対象設備が既に法定耐用年数を超過している場合も補助対象とします。

ア. 自動車分解整備事業者（道路運送車両法第78条）

イ. 優良自動車整備事業者（道路運送車両法第94条）

公募期間：

平成27年7月1日（水）～7月31日（金）

※申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了します。

補助の概要：

一定要件を満たすスキャンツール本体の購入経費の一部

※パソコンやプリンター等、周辺機器の購入経費を除く。

補助率 1/3、補助上限額 10万円

※補助申請の合計額が予算額を超える場合には、採択された場合でも補助率や補助上限額を減額する場合があります。予めご了承下さい。

詳しくは…



スキャンツールと故障診断作業

パシコン

検索

→ パシフィックコンサルタンツ(株)HPより
[省エネ型陸上輸送実証事業]をクリック

問い合わせ先

 パシフィックコンサルタンツ株式会社

省エネ型陸上輸送実証事業事務局

TEL03-5339-7411 (直通)

車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」6月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
(有) 小沢自動車修理工場	253	甲府東	清川自動車	612	市川
(有) 笹本自動車整備工場	912	甲府西	タカノ自動車工業	1043	市川
深沢自動車整備工場	288	甲府南	カーショップ昭和	1277	市川
(有) 大久保自動車工業	983	甲府南	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
青木自動車商会	407	甲府北	オートショップ渡辺	1197	南巨摩北
末木モータース	431	峡北	(株) 関東リース興業	12	東八
下井出整備工場	1035	峡北	(有) 富士自動車	524	東八
山本自動車整備工場	699	韮崎	小林自動車工業	789	東八
田中自動車工場	996	韮崎	福田オート	447	塩山
清水自動車	1052	韮崎	町田自動車商会	692	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	(有) 山和	1191	塩山
井上モータース	355	南アルプス南	(株) 渡文商会	183	岳麓
(有) 山口自動車	115	南アルプス北	三浦自動車	955	岳麓
前沢自動車工業	749	南アルプス北	杉林モータース	786	都留
八田自動車整備工場	760	南アルプス北	志村自動車整備工場	894	都留

【訃 報】

(甲府北支部 8-412)

坪川モータース

代表者 坪川 洋也 様

御令室 坪川 村子 様 (80歳)

6月15日 ご逝去

(岳麓支部 8-1331)

渡辺オート

代表者 渡辺 久正 様

御母堂 渡辺 元子 様 (79歳)

6月15日 ご逝去

(市川支部 8-1356)

五味自動車車体工業

代表者 相川 雄一 様

御尊父 五味 賴雄 様 (79歳)

6月19日 ご逝去

(日下部支部 8-223)

ガレージ大村

代表者 大村 福雄 様

御尊父 大村 邦昭 様 (86歳)

6月29日 ご逝去